

## 建築構造技術支援要綱

### 第1条 適用範囲

本要綱は、当法人が行う技術支援に必要な事項を定める。

### 第2条 技術支援の対象

技術支援の対象は、①コンクリート系構造技術、②耐震補強技術とする。

### 第3条 技術支援の内容

- 1) 技術支援の内容は、(1)技術開発支援業務、(2)実務コンサルティングとする。
- 2) 技術開発支援業務は、(a)企画段階でのコンサルティング、(b)実験計画の立案、(c)外部機関への実験委託、(d)技術評価資料(実験報告書)の作成、(e)設計指針等の作成、(f)技術評価取得の技術支援とする。ただし、技術評価取得の技術支援には、外部機関の技術評価も含む。
- 3) 実務コンサルティングは、建築物の設計、施工、あるいは調査等に関連した、以下に例示する実務上の諸問題について行う。
  - ① 機械式定着工法による各種構造の柱梁接合部・配筋詳細設計
  - ② 各種せん断補強筋を用いたコンクリート系部材のせん断設計
  - ③ 各種耐震補強工法による既存コンクリート系建築物の耐震補強設計

### 第4条 技術支援の実施方法

#### (1) 技術開発支援業務の流れ(図1)

- 1) 技術開発支援業務の必要事項を確認し、御見積書および業務計画書を作成する。
- 2) お申込み決定後、技術支援に着手する。
- 3) 実験実施機関によって実験を実施し、実験報告書を作成する。
- 4) 設計指針等の技術資料を作成する。
- 5) 技術評価取得(委員会審議での対応等)を支援する。

#### (2) 技術開発支援のお申込み

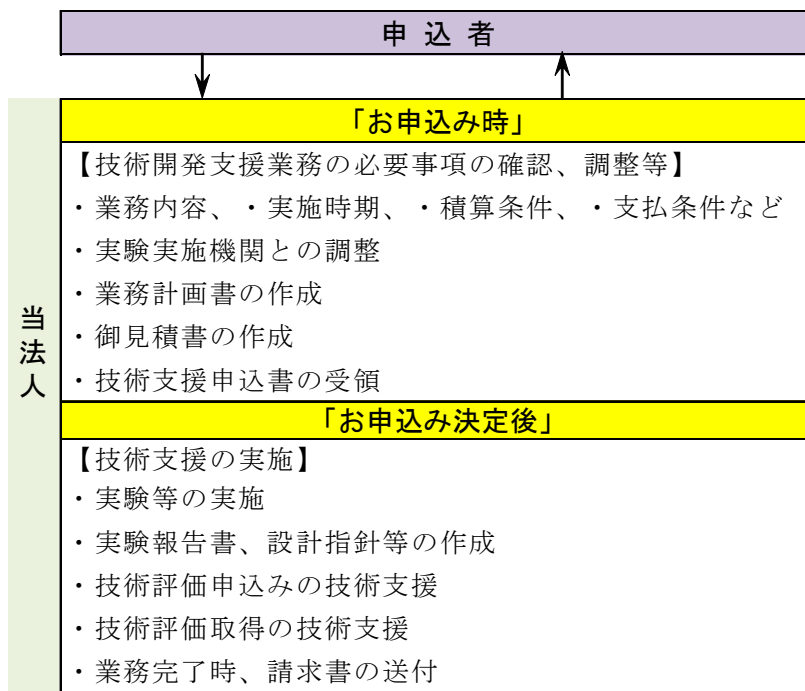
技術開発支援業務のお申込みは、別紙1、別紙2のいずれかの申込書による。

#### (3) 実務コンサルティング

実務コンサルティングは、技術開発支援に準じて行う。

### 第5条 技術支援の費用

技術支援業務の費用は、別途、技術内容に応じて積算する。



(注) 申込者実施の実験および技術評価資料作成等の技術支援は、上記に準じます。

図 1 技術開発支援業務の流れ

(別紙1)

平成 年 月 日

## 技術支援申込書

### 一般社団法人建築構造技術支援機構 殿

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 (〒 - )

TEL - - \_\_\_\_\_

(印)

下記の建築構造技術について、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術支援要綱」に基づき、技術支援を申し込みます。

記

1. 業務名称

2. 技術支援の内容

3. その他、当法人への連絡事項 (請求・お支払条件などの特記事項をご記入下さい。)

#### 【連絡先】

会社名

住 所 (〒 - )

部 署

担当者

TEL - - FAX - - E-Mail

@

(別紙2)

平成 年 月 日

## 技術支援(正会員・入会)申込書

一般社団法人建築構造技術支援機構 殿

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住 所 (〒 - )

TEL - - \_\_\_\_\_

(印)

下記の建築構造技術について、一般社団法人建築構造技術支援機構「建築構造技術支援要綱」に基づき、技術支援を申し込みます。併せて、貴法人の定款 第2章に定める正会員として入会することを申し込みます。

記

1. 業務名称
2. 技術支援の内容
3. その他、当法人への連絡事項 (請求・お支払条件などの特記事項をご記入下さい。)

### 【連絡先】

会社名

住 所 (〒 - )

部 署

担当者

TEL - - FAX - - E-Mail @